件	名	知事及び副知事の給料の減額に関する条例
主	管 課	人事課
根拠法令等		

【制定の概要】

組織的に不適正な経理が行われたことが明らかになり、県民の県政に対する信頼を損 ねたことに関し、知事及び副知事としての責任を明らかにするため、知事及び副知事の 給料について、減額措置を実施する。

1 給料月額の減額

知事等及び職員の給与の特例に関する条例第2条の規定による額からその10分の 1に相当する額を減じて得た額

2 減額期間

(1) 知事 平成21年12月及び平成22年1月(2) 副知事 平成21年12月

施 行 日 | 公布日

【その他参考事項】

		給料月額 (カット後) ※1	支 給 額 ※2		
区 分	給料月額 (カット前)	下段の()は、給料月	下段の()は、給料月		
		額(カット前)との差額	額(カット後)との差額		
知事	1, 320, 000 円	990,000 円	891,000円		
		(△330,000円)	(△99,000円)		
副知事	1,010,000円	828, 200 円	745, 380 円		
		(△181,800円)	(△82,820円)		

※1 給料月額(カット前)にカット率を乗じた額を減じた額。

(カット率 知事 25% 副知事 18%)

※2 給料月額(カット後)からさらに10分の1を減じた額。